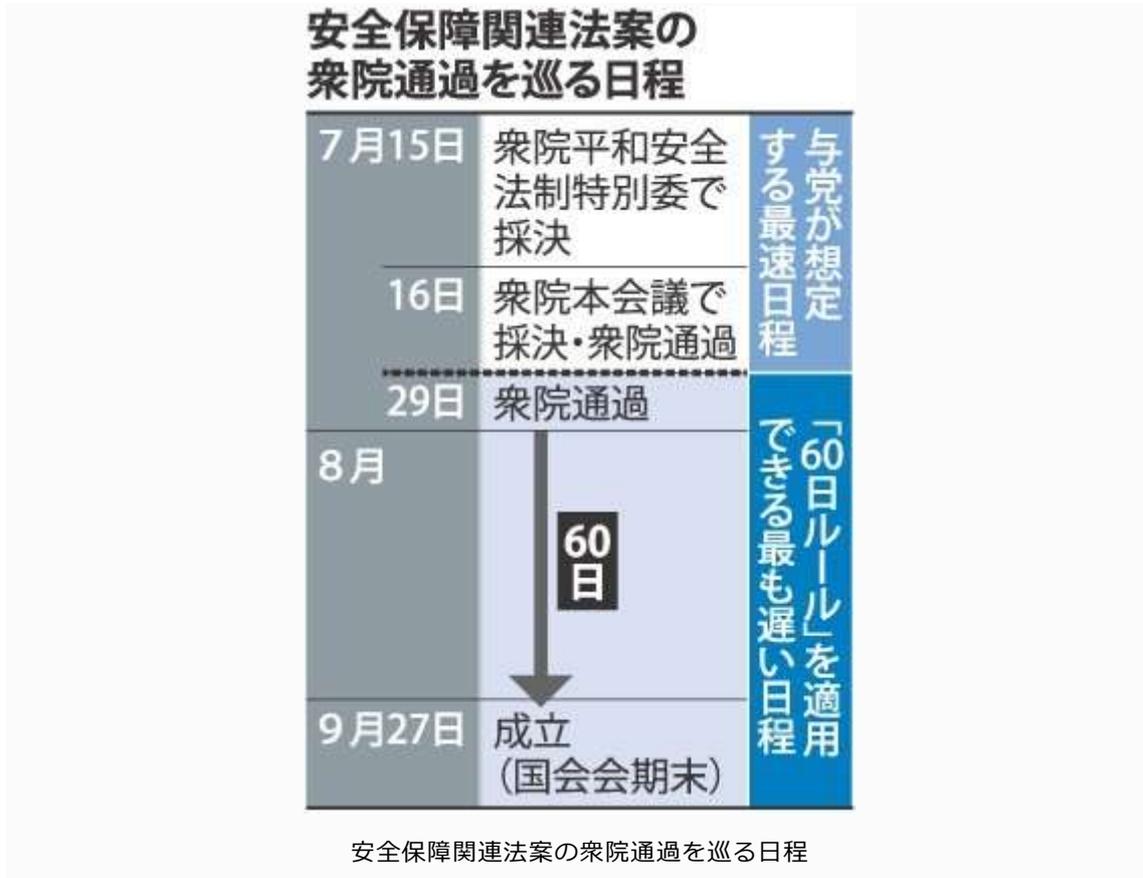


安保関連法案：15日衆院特別委で採決の方針固める

毎日新聞 2015年07月09日



政府・与党は8日、集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法案について、15日の衆院平和安全法制特別委員会で採決する方針を固めた。協力を期待していた維新の党が採決に応じる見通しが立たず、これ以上、採決日程を交渉材料にすべきではないとの判断に傾いた。早ければ16日の衆院本会議で採決し、参院に送付する。

自民党の佐藤勉国対委員長は8日、党本部で谷垣禎一幹事長に国会情勢を報告。これを受け、谷垣氏は首相官邸で安倍晋三首相と会談し、関連法案の採決日程方針について最終的に協議した。会談で谷垣氏は「国会情勢は猫の目のようにくるくる変わっている。こういう時は基本は基本で行くべきだ」と述べ、15日の特別委、16日の本会議で採決するよう進言した。

谷垣氏は会談後、記者団に「首相もこういう時はあれ（野党との交渉）していると振り回されてしまうというお気持ちだ」と語り、首相が15日採決に同意したことを示唆した。

また、公明党の山口那津男代表は8日のラジオ日本の番組で「（採決の前提となる）中央公聴会を13日に開くことが決まった。そろそろというのが相場観だ」と語った。

政府・与党は、野党欠席での採決は避けたいのが本音で、維新に採決に出席するよう働き掛けてきた。維新の対案については丁寧に審議する考えを伝えてきたが、採決出席の確

約は得られなかった。

政府・与党は関連法案を16日の衆院本会議で採決する意向だが、15日の特別委採決を強行すれば国会が空転することも予想される。1999年の年金改革法案など過去の大型対決法案では、衆院議長が国会審議の正常化のために仲介に乗り出し、野党側に追加質疑の時間を与えた上で、本会議採決に臨んだ例もある。こうした展開になれば、衆院本会議での採決は数日ずれ込むことになる。

延長された国会の会期は9月27日まで。衆院から参院に送付された法案が60日たっても採決されない場合、衆院の出席議員の3分の2で再可決できる憲法の規定「60日ルール」を適用するには7月29日までの衆院通過が必要だ。会期末が日曜に当たることなどを考慮した場合、金曜の24日が事実上の期限とみられている。仮に維新が採決に出席する方針を決めたとしても、与党側は24日より遅い衆院通過には応じない考えだ。

一方、民主、維新両党は8日、早期採決の阻止を目指し、武力攻撃に至らないグレーゾーン事態に対処する「領域警備法案」を共同で衆院に提出。維新は政府の関連法案への対案となる「平和安全整備法案」と「国際平和協力支援法案」も単独で衆院に提出した。8日の特別委では一般質疑の後、これら野党が提出した法案の趣旨説明が行われた。

特別委は10日に首相も出席し集中審議を行い、民主、維新の対案も審議する。これに先立つ9日、自民党の高村正彦副総裁、公明党の北側一雄副代表らが維新の柿沢未途幹事長らから維新の対案について説明を受け、協議する予定だ。【水脇友輔、高本耕太】

安保法案、3つの期限 月内衆院通過で与野党攻防

2015/7/9 日本経済新聞

安全保障関連法案の衆院通過を巡り、与野党の駆け引きが本格化してきた。与党側は月内の衆院通過に向け、3つの期限を想定。参院が議決しない場合、衆院で再可決・成立させる「60日ルール」の適用の余地を残しつつ、法案の早期採決をめざす。維新の党は対案の審議を尽くせば下旬の衆院採決を容認する構えで、各党の思惑が複雑に絡む展開だ。

衆院平和安全法制特別委員会は8日、7時間超の一般質疑を終え、与党側が採決の目安としてきた80時間の審議時間を超えて約96時間に達した。これにより1992年に成立した国連平和維持活動（PKO）協力の約87時間や、99年の新たな日米防衛協力のための指針（ガイドライン）関連法の約94時間を超えた。

採決の前提と位置づける13日の中央公聴会が終われば、審議時間は105時間程度に上り、与党側は「いつでも採決できる環境が整う」との立場だ。最短では15日に特別委で採決し、16日の衆院本会議で可決、通過をめざしている。

民主党など野党側は「中央公聴会は採決の前提とならない」と反発。与党側が協力をあてにしてきた維新も「15日や17日の採決は認められない」（柿沢未途幹事長）と批判する。

維新から政府案採決への協力をとりつけるため、与党は8日に提出した維新の対案に関する特別委の審議時間をギリギリまで確保する考えだ。それでも21日からの週の政府案の採決が限界とみる。今国会での成立を確実にするため、60日ルールの適用も視野に入れているからだ。

安倍晋三首相も8日、自民党の谷垣禎一幹事長と首相官邸で会談し、今国会で確実な成立を図れるよう60日ルールを排除しない方針を確認した。与党内には、維新案を徹底審議し、衆院通過を24日まで延ばす案もある。この日までに法案を参院に送付できれば、参院審議が仮に混乱して成立が危ぶまれても60日ルールを適用すれば、9月24日か25日に衆院での再可決が可能となる。

民主党の岡田克也、維新の松野頼久両代表は8日の会談で60日ルールを前提とした採決は望ましくないとの認識で一致し、与党側の動きをけん制した。

維新は、与党が60日ルールの事実上の適用期限と位置づける24日の衆院通過は認めない一方、対案の審議を十分に尽くせば、政府案の採決に柔軟に対応する構えだ。

維新の要求に沿って審議時間を大幅に確保し、29日に政府案を衆院通過させれば、会期末となる9月27日に再可決は可能だ。ただ同27日は通常、国会審議を行わない休日にあたり、審議に踏み切れば野党の反発は必至だ。野党の審議引き延ばしなど不測の事態が起きた場合、安保法案は廃案のリスクを抱える。与党側は「考えたくないシナリオだ」（自民党幹部）と話す。

安保法制、144議会「反対」 181議会「慎重に」 意見書可決

朝日新聞 2015年7月9日

安全保障法制や集団的自衛権の行使容認をめぐり、全国で少なくとも331の地方議会が国会や政府への意見書を可決していることがわかった。「反対」の立場が144議会、「賛成」が6議会、「慎重」は181議会だった。▼38面＝各地の声

開会中の通常国会に届いた意見書に加え、全国の議会が6月定例会などで可決した意見

書を朝日新聞が集計。集団的自衛権の行使や法案そのものに批判的で、廃案や撤回などを訴える意見書を「反対」、逆に法案成立を訴えるものを「賛成」、慎重審議や国民の理解、十分な説明などを求める議会を「慎重」の立場とした。

47都道府県議会では4県が可決。三重、鳥取、長野が慎重、岩手が反対だった。安倍晋三首相の地元の山口や長崎、秋田は自民・公明などが主導し、賛成の可決をする見通しだ。

全国に1741ある市区町村では、143市町村が反対。愛知県扶桑町は安保法案の制定に「反対」、京都府宇治市は「撤回」などを訴えた。

賛成は6市区。東京都町田市は「抑止力を高めることが必要」とし、自公が賛成。豊島区も成立を求めている。

慎重は178市区町村。さいたま市は「慎重な取り扱い」を求める意見書を自民や公明、民主、共産など全会派の賛成で可決した。甲府市は「徹底審議」、愛知県犬山市は「国民的合意」を求めた。慎重の立場には幅があり、鳥取県の「慎重審議を求める意見書」は「切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない」と法案には理解を示す。自公が賛成、民主や共産が反対した。

意見書を働きかける住民の請願や、意見書そのものを否決する動きもある。自民系と公明が多数の宮城県は民主系が出した撤回の意見書を否決。横浜市や福岡市も反対や慎重の意見書を否決した。

地方自治法上、地方議会は意見書を国会または関係行政庁に提出できる。意見書に法的拘束力はない。

■＜解説＞地方議員、保守系も懸念

衆議院が今年になって受理した安保関連の意見書の数は、6月中旬までは70通ほどだった。それが一気に300通を超えた。

その多くが、先月の憲法審査会で憲法学者が法案を「違憲」と断じた点に触れている。反対から慎重まで濃淡はあるものの、最近の法案審議に地方議員が一定の懸念を抱いていることの表れと言える。

国政と同じく、地方議会も保守系や自公の議員が多数を占める。彼らが賛同して、意見書が可決された例は少なくない。地域社会に身近な地方議員による異議申し立ては、自公の支持層も含む有権者に、法案の内容や議論の進め方への理解が十分進んでいないことを示している。(西本秀)

■安保法制について意見書を可決した地方議会

【賛成 6】

県：(秋田、山口、長崎が可決見通し)

市区町村：豊島区、八王子市、三鷹市、調布市、町田市、日野市(いずれも東京)

【慎重 181】

県：三重、鳥取、長野

市区町村：花巻市(岩手)、会津若松市(福島)、千代田区(東京)、草加市(埼玉)、尼崎市(兵庫)など

【反対 144】

県：岩手

市区町村：旭川市(北海道)、山形市、武蔵野市(東京)、飯山市(長野)、三次市(広島)、那覇市など